

2019年9月18日

丸紅株式会社

代表取締役社長 柿木真澄 様

インドネシア西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業（1号機及び2号機） 継続的な反対と早急なダイベストメントに係る丸紅への強い要請について

私たちチレボンの住民グループ Rapel（ラペル：環境保護民衆）と（現地 NGO である）WALHI（インドネシア環境フォーラム）西ジャワは、CEP 及び CEPR の最大の出資者である貴社に対し、私たちがチレボン石炭火力発電事業に依然として強固に反対している理由、また、稼働中のチレボン1号機（チレボン1。660 MW）と現在建設中のチレボン2号機（チレボン2。1000 MW）に対する貴社の投資を早急に止める、もしくは、撤退するよう私たちが貴社に要求している理由をお伝えしたく、本書簡をお送りしています。もう一通の2019年9月18日付の貴社に対する国際レターで詳しく論じられている地球規模の気候危機に加え、貴社がチレボン石炭火力発電事業からのダイベストメントの動きを早急にとらなくてはならない主な理由は、以下のとおりです。

まず、チレボン2に係る贈収賄の件が、最近、裁判での過程や書類、また幾つかのメディアにおいて報告されています。私たちの見解では、この状況は、後段で詳述するとおり、地域コミュニティの継続的かつ強固な反対や重大な法的瑕疵など、同事業において幾つかの致命的な欠陥があるなか、いかに通常のプロセスのみを通じて同事業を推進することが不可能かを暗に示していると言えます。また、前チレボン県知事の別件での贈収賄事件に係る2019年5月22日付の判決文書¹が、CEPR の Heru Dewanto や Teguh、そして CEPR との EPC 契約企業の一つである現代建設の Herry Jung といった人物の氏名まで言及するなど、チレボン2に関連する贈収賄の件の詳細を記していることも注目すべきです。CEPR やその EPC 契約企業の特定期限の氏名が裁判文書で詳細に綴られているという事実自体、軽視されるべきではありません。私たちは、CEPR 自身、また、丸紅を含む CEPR への出資者が、現在のところ、同贈収賄のケースに関して依然十分な説明責任を果たしていないと考えています。CEPR とその出資者は、仮に同事業において贈収賄のケースが一切ないのであれば、チレボン2に関連したあらゆる資金フローについて透明性のある形で公表できるはずです。

第二に、チレボン2に関連した訴訟プロセスは依然結着していません。私たちが2回目の行政訴訟でチレボン2に対する新・環境許認可の取消しを求めた訴えについては、最高裁が2018年11月29日に棄却しましたが、私たちはすでに弁護団と協力して2019年8月6日に再審請求の手続きを行ないました。加えて、CEPR がチレボン2に対する新・環境許認可の法的根拠であると主張している『国家空間計画に関する2008年政令第26号の改正に関する2017年政令第13号』についても、2019年5月10日以降、司法審査のプロセスが継続中です。したがって、同事業は依然として法的リスクを伴っている、つまり、チレボン2の実行可能性は依然危うい状態にあるということです。

私たちが起こしてきたチレボン2に係る一連の訴訟ケースは、いかに上述の『国家空間計画に関する2017年政令第13号』（2017年4月12日発行）、あるいは、『チレボン県空間計画（2018～2038年）』（2018年6月7日発行）なしで同事業を推進することが不可能かを露呈してもいます。CEPR

¹ <https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/6395081793cc605eddda4c2add7e7545> を参照（2019年9月15日に最終確認）

が 2016 年にチレボン 2 のアクセス道路や土地造成作業を開始した後に、2017 年政令第 13 号やチレボン県空間計画（2018～2038 年）が制定されたということに留意しなくてはなりません。バンドン行政裁判所が 2017 年 4 月 19 日付の判決で、チレボン 2 に対する元々の環境許認可（2016 年 5 月 11 日発行）の無効を宣言した後、CEPR は事業地での作業を一切停止する必要がありました。しかしながら、CEPR は、新しく制定された 2017 年政令第 13 号の恩恵を受け、新・環境許認可（2017 年 7 月 17 日発行）の下、作業を狡猾に推進してきています。仮に、私たちが申し立てている司法審査請求の結果として、2017 年政令第 13 号の無効が言い渡されたとしても、CEPR は新しいチレボン県空間計画（2018～2038 年）を引き合いに出し、建設作業を依然として続けることでしょう。CEPR が既存の法規定を無視するようなやり方でのみ利益をあげ続けていることを貴社は認識すべきです。

第三に、以下の表²で示したとおり、チレボン 1 もチレボン 2 もともに、大気汚染防止のための BAT（利用可能な最良の技術）を設置できておらず、また、インドネシア国内の大気汚染基準も遵守できていません。環境森林省の下、新たな大臣規則（火力発電所の排出基準に関する 2019 年環境大臣規則第 15 号。同新基準は依然弱いとして、議論を呼んでいる。）が 2019 年 4 月 23 日に施行したため、チレボン 1 は SOx の基準（550 mg/Nm³）及び NOx の基準（550 mg/Nm³）を満たしていません。同様に、チレボン 2 は現在の計画通り（SOx = 625 mg/Nm³）に操業するなら、SOx の基準を満たさないこととなります。加えて、中部電力（CEPR の出資者である JERA の 50%株保有者）は明らかに、チレボン 1 及び 2 で利用されている技術よりも相当良い技術を 28 年も前から同社所有の碧南石炭火力発電所で利用してきています。結果として、チレボン 1 は地域コミュニティの生計手段や健康に著しい悪影響を及ぼし続けており³、私たちはこうした生計手段や健康への影響がチレボン 2 によって悪化しうると考えています。CEPR がダブル・スタンダードを利用して、日本で使われている技術と同等のものを（チレボンで）使わず、またインドネシア国内の基準さえ満たしていない一方で、CEPR が「クリーン・エネルギー」や自身の「クリーン・コール技術」を非常に誇りに思っている⁴ことは皮肉なことです。

| 発電所名 | | | チレボン 2 | チレボン 1 | 碧南 5 号機 | 碧南 1 号機 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 事業者 | | | CEPR | CEP | 中部電力 | 中部電力 |
| 所在地 | 2019 年環境大臣規則第 15 号 施行前に | 2019 年環境大臣規則第 15 号 施行後に | インドネシア | インドネシア | 日本 | 日本 |
| 電気出力 (MW) | 建設もしくは稼働した石炭火力発電所に対する | 建設される石炭火力発電所に対する | 1000 | 660 | 1000 | 700 |
| 運転開始の時期 | インドネシアの新基準 | インドネシアの新基準 | 2022 (予定) | 2012/07 | 2002/11 | 1991/10 |
| 効率対策 (蒸気条件) | | | 超々臨界圧 | 超臨界圧 | 超々臨界圧 | 超臨界圧 |
| 硫黄酸化物 (SOx) 対策 排出濃度 | 550 mg/Nm ³ | 200 mg/Nm ³ | 221 ppm = 625 mg/Nm ³ | 227 ppm = 649 mg/Nm ³ | 25 ppm | 50 (28) ppm ()内=02 年改善後 |
| 窒素酸化物 (NOx) 対策 排出濃度 | 550 mg/Nm ³ | 200 mg/Nm ³ | 251 ppm = 510 mg/Nm ³ | 404 ppm = 829 mg/Nm ³ | 15 ppm | 45 (30) ppm |
| ばい塵対策 排出濃度 | 100 mg/Nm ³ | 50 mg/Nm ³ | 50 mg/Nm ³ | 29 mg/Nm ³ | 5 mg/Nm ³ | 10 (5) mg/Nm ³ |

² 各発電所に関するデータの出展については、チレボン 2 は EIA (ANDAL) (2016 年 3 月)、チレボン 1 は EIA (ANDAL) (2008 年 4 月)、碧南 5 号機及び 1 号機は CCT Journal 創刊号 (財団法人 石炭利用総合センター、2002 年 5 月) を参照。

³ <http://mn.kbs.co.kr/mobile/news/view.do?ncd=4140203> を参照 (2019 年 9 月 15 日に最終確認)

⁴ <https://www.cirebonpower.co.id/cirebon-power-reduced-the-emission-of-pltu/> を参照 (2019 年 9 月 15 日に最終確認)

最後になりましたが、大事なことのひとつとして私たちが繰り返し述べたいことは、チレボン 1 の事業後、地域コミュニティは生計手段への甚大な影響を被ってきたということです。CEP/CEPR は、CSR として、漁網や養殖魚といった生計支援プログラムを提供してきています。しかしながら、私たちが知る限り、そうしたプログラムは地域コミュニティの生活を以前のレベルに回復することはできておらず、また、地域コミュニティの持続可能な生活を保障する解決策にもなりえません。チレボン 1 よりも規模の大きいチレボン 2 によって、現在続いているこうした地域コミュニティの生計手段への悪影響が悪化するのではないかという自然な恐れから、私たちはチレボン 2 に対する懸念や強い反対の意を表明し続けてきました。2019 年 6 月 21 日の海上でのアクションもその一例です。同アクションの後、警察が地域コミュニティの数人に対し、彼らの漁船を押収する可能性に言及するなど、脅迫をしてきました。しかし、こうした人権侵害のある地元の困難な状況のなかでも、私たちは、現世代の、そして次世代の地域コミュニティのため、いかなる平和的手段を用いても、チレボン 2 を中止させるための闘いを決してあきらめません。なぜなら、私たちが上述したような懸念は、特にチレボン 2 の港湾設備の建設で小規模漁民が悪影響を受けるなど、すでに現実のものとなっているからです。

したがって、私たちは、貴社が贈収賄や法的リスク等を含む、上述の地域コミュニティの懸念や議論を呼んでいる問題を考慮し、稼働中のチレボン 1 と現在建設中のチレボン 2 に対する貴社の投資を早急に止める、もしくは、撤退するよう、改めて強く要請します。

貴社として、本件に関し、多大なご配慮と賢明なご検討を行なっていただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

(ラペル・チレボンのリーダー2名、および、WALHI 西ジャワ代表による署名)

Cc: 財務大臣 麻生 太郎 様
経済産業大臣 菅原 一秀 様
株式会社 国際協力銀行 代表取締役総裁 前田 匡史 様
株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 黒田 篤郎 様
韓国輸出入銀行 副頭取 Seung-Joong Kang 様
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
取締役 代表執行役社長 グループ CEO 三毛 兼承 様
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長 太田 純 様
株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役社長 坂井 辰史 様
Mr. Ralph Hamers, CEO and chairman Executive Board, ING Group
株式会社 JERA 代表取締役会長 佐野 敏弘 様
株式会社 JERA 代表取締役社長 小野田 聡 様